
◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（渡辺文彦君） 日程第4、議案第55号 松崎町過疎地域持続的発展計画についての件
を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

- 町長（長嶋精一君） 議案第55号 松崎町過疎地域持続的発展計画についてでございます。
詳細は担当課長より申し上げます。

（企画観光課長 深澤準弥君 提案理由説明）

- 議長（渡辺文彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

- 1番（田中道源君） この計画の中でですね、火葬場の件とごみ焼却炉の件入ってるんで
すけども、今ですね下田との、下田というか近隣の市町との共同でしていくっていう流
れをちょっと簡潔に、現状こんな感じ進んでますっていうのを、火葬場の方とゴミの方と
教えていただけますか。

- 窓口税務課長（高橋和彦君） 新火葬場の建設事業について事業費の中に盛り込んでいる
わけでございますが、これの今の現状ということでご質問がありました。今の現状とい
たしましては、昨年ですね西伊豆町において、田子地区、具体的には焼却場のあるとこ
ろの下に旧テニスコートがあったわけですが、そこを候補地として地元住民
の皆様への説明をしてきておまして、昨年の秋だったと思いますけども、そのときに、
一度最後の説明をしたと。今日までその後行われてきてないものですので、その後、その
年末近いときに最後の説明をして同意はいただけてない。まだ地元の皆さんの同意はいた
だけない状況ということが、まず年末の状況でした。その後西伊豆町さんの地元の皆さん
に対する説明をこちらとしては静観注視してきてるわけでございますけども、その後の状
況としては、新たな説明会を設けるということは伺っておりません。ただ西伊豆町さんと
しても、地元の皆さんに説明を丁寧にしていく、その丁寧な説明をを重ねていきますよと
いうことで伺ってるのは現状でございます。

- 生活環境課長（鈴木 悟君） 広域ゴミ処理の関係でございますけれども、こちらにつき
ましては、2月の議会全員協議会の際にも資料の中でちょっと説明させていただいてあ

るんですが、今年度につきましては、ごみ処理基本構想の策定とそれから循環型社会形成推進地域計画ということでの補助金交付金等いただくための計画の提出を予定しております。基本構想につきましては、担当会議等開催しております現在協議をしておりますが、当初予定より若干ちょっと遅れておまして、もう少しかかる予定でございます。それから、循環型社会形成推進地域計画、こちらにつきましては、交付金をいただくためのものですけれども、こちらにつきましては11月予定しているというところでございます。そして地元下田市においてですね、地元説明会及び市民を対象とした説明会の方を開催しております、ご理解いただくべく現在のところ進めているという状況でございます。

○5番（深澤 守君） 過疎計画について、これ財源が過疎債ということで他の市町の絡みもありまして、100%松崎町が求める財源というものは確保できないと思うんですが、その辺の対応についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。自主財源でやっていくのか、優先順位をつけてやらない事業もあるのか。その辺の見通しをお伺いいたします。

○総務課長（高橋良延君） 深澤議員おっしゃるように過疎債、当然過疎債を使ってということが前提になるわけですが、実際に申請して100%付くかどうかという事もあるわけです。ただ、うちの方はその年度あるいはその次の年度という中では、確実に過疎債が使えるようにという中で、県に対しても働きかけとかそういったことはしてまいりたいなと思います。ただそういった中で、どうしてもやっぱり国の財政事情もありますので、査定されてくるということもありますので、そここのところは事業の優先順位という一つの考え方もあるでしょうし、どうしてもそこ必要な事業だと事であれば基金ですか。そういったことを一部投入してということもあり得るのかなと考えます。

○5番（深澤 守君） 去年でしたか昨年でしたか、岩科診療所等の過疎債、備品等の過疎債の件もありますので、しっかりその辺は県と相談して、県とコンタクトを取ってやっていただきたいと。これは要望でございますので、回答は結構です。

よろしくお願いたします。

○2番（鈴木茂孝君） 昨日も一般質問で言ったんですけれども、再生可能エネルギーの利用の推進ということで、新しい項目は追加されておりますが、昨年ですね、松崎町で、住宅の太陽光発電ですか。利用をしたところはないということで、その辺も含めながら、もう少しこの小さい町ですけれども、太陽光発電なり再生可能エネルギーを例えば水力ですか、そういうものも含めたものも考えていくような計画を作っていけば、そのような先進的なものに対しては、視察というのを期待できますので、視察に来る方々がこちらに宿

泊してということで、人数もかなり経済効果としてもあると思いますので、その辺もうちょっと考えていただければなというふうに思います。回答はいいです。

○7番（藤井 要君） 2、3聞きたいと思います。今日の伊豆新聞ですか。火葬場の関係載ってましたよね。伊豆新聞に、火葬場が若干遅れるみたいなの。それに対してですね、町長うちの方の話し合いってというのは、町長とお話されてるんですかね。西伊豆が駄目だったら松崎とか、いろいろそういう話もありましたんですけども、その点はどうなっておりますかね。

○町長（長嶋精一君） 具体的にそういう話は今はしておりません。

○7番（藤井 要君） 全然そういう話がないということで、進展がないということでうちの方は茅の外ということでよろしいかなと私は考えますけれども。あと一般質問のときにもちょっとやりましたけども、公営住宅の関係。ここにすぐ議員さんの家の前に公営住宅20件ほどありまして、なんか私この前のときには、なんか2件ほどしか住んでないじゃないかって言ったら、8件ほど住んでるといようなことも伺ってますけども、実態どうなのかということとですね。あそこ耐震性がないわけですよね。あそこは津波が来たときには、浸水域30センチと言われてるんですけども、そういう点をですね考えたときに、誘客つうか観光客とかいろいろ移住・定住の関係まだまだ、これ建て替える予定とかそういう計画はないのでしょうかね。

○産業建設課長（新田徳彦君） 今お話があったのが小坂住宅ではなくて細田住宅の方の黒い方の平屋の関係ですよ。現状ですね、全部で20戸可能だと思いますが、今議員おっしゃる通り、8件程しか入居がされておりません。現状の小坂住宅という新しい住宅、新しいといっても平成11年ですか。頃立てられたものだと思いますけれども、そちらが主になってまして、この細田住宅につきましては耐震性がないということで、町としては本来建物は壊したいっていうような考えではあるんですけども、ただ、今入居されてる方に「出ていってください」ということを言えないものですので、ある程度自然にですね、いなくなるのを待ってからですね、取り壊そうかなということで考えております。現状ですねその建替えの話も出ましたけれども、今のところはですね新たに建て替えるという話、細田住宅がいつ取り返すかっていうこともわかってないようですので、ある程度目処が立った時点でまたその建て替えをどうするかっていう議論が起こってくるのかなということで考えております。その際にはまた、役場内でですね話し合うことになると思います。

○7番（藤井 要君） 前に質問したときにですね、この関係はトイレの衛生上からもいろ

いろ問題がありますよということ。それから、あれですね。空き家対策ということで空いてるところをですね、優先的に申し上げたら、この方たちに斡旋したらどうですかと。というようなことも言いました。これ出てくれるまで待つということになれば、10年20年はかかるかもしれないですね。やっぱりそういう耐震性がない、そして30センチの水域ということになると、やっぱり町が動いてやらなければ、なかなかこの人たちが動いていかないんじゃないかと思うんです。ですから、待ってるということじゃなくて、やっぱり先ほど言った、空き家住宅の解消そういうことも考えながらですね、推進するべきじゃないかと私は考えますけども、もう一度その点、町長どうですかね。うちも長い間議員やって町長6年もいるわけですから、そういう点はどのようなお考えがあるのか、町長にお聞きしたいと思います。

○町長（長嶋精一君） 新田課長からも話があつて、藤井議員からもそういう前向きな話があつたんですけどね。今ここでどうするっていうことじゃなくて、また総合的に検討していきたいなとこのように思います。

○7番（藤井 要君） 町長よく言いますよね。『検討する』『検討する』が『検討しないこと』だと言っておりますけども、前向きにといい、一応前向きが入りましたけれども、やっぱりですね、町長、明確にだいたい自分としてはこのような方向性でいきたいと、総合的に検討するじゃなくてですね、やっぱりここに住んでいる方、もうかなり高齢者の方もいるんじゃないかと思うんですけどもね。やっぱをそういうところをですね、町民の安心安全、それを考えた中で、やってもらいたいと。もう一度、町長しっかりとした答弁をお願いします。

○町長（長嶋精一君） 今申し上げた通り総合的な観点から考えまして、検討をして参ります。

○2番（鈴木茂孝君） 4ページの10なんですけど『地域文化の振興等』で、海洋センタープールの補修のことなんですけど、確かこれ前にも予算計上してあってそれで外れたという経緯があると記憶しておりますが、今回令和5年ですか、になるということですけども、やはり少子化もありまして、子供が減っていく中でなるべく早くこの補修というのをやっていただきたいんですけども、確か前は町の全部自主財源でということでしたが、このように過疎債は使えるということであれば、もう少し早めに令和4年、3年は無理でしょうけど4年とかにやっていただくということはどうでしょうか。

○教育委員会事務局長（齋藤 聡君） 海洋センターにつきましては、平成24年だと思いま

したけど、そのときに一度大規模改修を行っております。その時にはB & G財団の大交付金を利用して事業の方をさせていただきました。今現在もですね、プールのあのプールの層ですとか、配管辺りがかなり傷んできているというような状況を聞いております。そういったものですから、教育委員会といたしましてはできるだけ早く改修にかかりたいなというようなところがございます。ただ、B & G財団の大交付金につきましてはかなりですね他の団体でも要望が多いみたいでして、なかなかちょっと松崎の方に回ってくるのが難しいのではないかなというようなことで今現在判断しております。ですから今回過疎債が使えるというようなことであれば、そちらの方はそれでまた検討させていただければと思っております。

○6番（高柳孝博君） これ過疎債を申請するに当たって必要な資料であろうというふうにするわけですが、これも総合計画と全く無縁ではないと思います。そういう意味で、この過疎債のもの一覧としてピックアップするための要件というのは何かあるのか。それとも総合計画でなされた戦略的なものは、ほとんど網羅されてきているのか。それが一点と、あと、過疎債の場合は70%は交付金で返ってくるあと30%っていうのは多分年譜か何かで分けて分けてやると思いますが、その考え方どのような考えで年賦でいかれるのか、例えば均等割であるとか、あるいはその時事業によってね、支出における年度とかそういうのは違うと思いますけれど、そこら辺の考え方がありましたら、2点。

○企画観光課長（深澤準弥君） 今のご質問に対する回答ですけれども、ここに一応の一覧参考資料で載せてある事業、全てが全て過疎債の対象になる事業ばかりではないということをご承知おきいただければと思います。この中で対象になる事業というのが、県の方とかに話をしていく形にはなると思います。今言った70%の分もある程度過疎債の中で、変換されるのが国から来るといって・・・交付税措置されるということになりますので、残りについては一応過疎債ということで、年度考えながら返済していくような形になるので一般会計っていう形になってくる予定です。

○6番（高柳孝博君） 70%は交付税で返ってくるわけす。残りの30%は町の負担金っていうんですかね、そちらでやりますので、そうするとそれを年賦なら年賦で大きいものと10年ぐらいとか、小さい問題はもっと小さいとかなんかそういう分け方があると考え方があろうと思うんですね。支出が例えば何かを修理して、完成したときに支出が出るとか言ってそのときに一度に出るといってもあるかとは思いますが、そのあたりの考え方を少し確認したいって思ったわけです。それから、ここに出てくる戦略というのが総合計画の中

でいろんな要するにK P Iを持ってやろうとしても、お金をつけてやろうという考えてるあるわけですけど、それらが網羅されてるのか、それともその中からピックアップして、これは過疎債としてエントリーした方がいいよという考え方があって挙げられているか、その2点です。

○企画観光課長（深澤準弥君） 最初の質問ちょっと財政的なものになりますので、この後、また話してもらいます。2番目の質問ですけれども、総合計画載っている計画K P Iも含めてなんですけど、それは大枠で基本的には広く総合計画というのはまちづくり全般を網羅してます。これは過疎計画については先ほども申し上げました通り、過疎債をもらうにあたってある程度町の方でその過疎に関する計画を持続的な計画を立てるという中に、最低限これに載ってないものについては過疎債の対象にならないので、ある程度大枠で載せている、先ほど申し上げました通り全部が全部対象になるとは限らないんですが、そういった中でピックアップをしてるような状況です。当然必要があればですね、議会にまたお諮りしまして、加除するようなことも出てころうかと思えますけれどもそれは社会情勢、いろんなものを見据えながら、やっていく必要はあるのかなと思っております。

○総務課長（高橋良延君） 高柳議員から、過疎債の関係でその年譜、要するに償還が融通できるかどうかというような質問だったかなと思うんです。

過疎債は実際、元利均等償還で12年の3年据え置きというのが、実際過疎債を返していく償還の期間。これはもう決められていますので、その中で財政計画を立てていくということでございます。

○6番（高柳孝博君） 要は過疎債っていうのは、非常に上げる条件っていうのが緩いというように聞いているわけです。簡単に平たく言うとですね、だから過疎債をいただくと、比較的自由に計画を立てやすいっていうようなことをお聞きするわけですが、過疎債を上げるにあたっての何か制約みたいなのが何かあるんでしょうか

○総務課長（高橋良延君） 制約ということでは特にございませんが、やはり事業、その事業の内容含めて、事業の内容を含めて、そういったことが精査されていくと、審査されていくということでございますので。

例えば生活環境の整備、あるいは観光レクリエーション、あるいは教育関係とか、先ほど言った保健体育施設のような整備とかそういったことの事業内容の精査をそれを個別に県に上げてくということでございます。

○1番（田中道源君） 3ページ、この黄色い資料の方の3ページですね、下から3行目の

診療所整備事業のことについてちょっとお伺いしたいんですが。3年度から110万ですかね。ついて4年度が1億5千万ぐらいその後も2千万、1,800万、1,500万と一応ここに計画として載ってきてるわけですけども、これは先ほど大枠であげてるから、全部外されたわけじゃないということでは理解しておりますけども、一応ここに載ってるってことは、過疎債を使うことも可能性として視野に入れているってことでよろしいでしょうか。

○総務課長（高橋良延君） こちらの方については県の補助金と過疎債で全て賄うという形で考えております。

○1番（田中道源君） 先ほど過疎債の説明がされておりましたが、デメリットというか、足かせになる部分として、確かに償還期間の間に事業が終わってしまったとか、やりきれなかった場合は、もともと借りたものをそっくりそのまま返さなきゃいけないという性質があったかなと思います。今もちろんこれを必ず使うってわけではないという話でしたから、そうだろうということではないんですが、可能性としてもし過疎債使ってしまうことになると、途中でやめる、もしくは立ち消えになるってことが難しいことになるのかなとは思っております。心配しておりますが、もちろん今回も修正予算に入ってきてますけれども、長期に渡ってやる事業だからここに上がってきているんだっていうイメージでよろしいですかね。

○総務課長（高橋良延君） 当然これはですね長期、これ5カ年ということで、過疎は5カ年でやってますけれども、当然その後もあるという形ですので、過疎の計画としては5年間、ただ事業としては過疎債当然利用したら、その事業は実施するというのがそれは前提条件になりますので、そこはもうずっとこの5年以降も続いていくということであろうかと考えております。

○5番（深澤 守君） 基本的なものを確認させてください。過疎債申請する1次と2次あると思うんですが、1次と2次の締め切りの期日を教えていただければと。期日がなくても、だいたい何月何日頃とか、中旬とか、そういう答えで結構ですのでよろしく願います。

○総務課長（高橋良延君） 通常地方債の申請については1次が、だいたい6月ぐらい目途でございます。ここが第1次ということで。続いて第2次というのがこの11月ぐらいだったかなと思います。そういった形で地方債の申請するのはなってます。

○議長（渡辺文彦君） 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺文彦君) 他にないようであります。これにて質疑を終結したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺文彦君) 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(渡辺文彦君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○2番(鈴木茂孝君) 財源の乏しい我が町にとって過疎債というのは重要であり、これを
有効活用して、ぜひいろいろな施設なり、施策に使っていただきたいというふうに、こと
を込めまして賛成いたします。

○議長(渡辺文彦君) これをもって討論を終了します。

これより、議案第55号 松崎町過疎地域持続的発展計画についての件を挙手により採決
します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(渡辺文彦君) 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。
